

令和7年度 市・県民税申告相談のお知らせ(西仙北地域版)

今年も2月7日(金)から市・県民税の申告相談が始まります。詳細については「広報だいせん だいせん日和 1月号」にも記載しています。また、申告が必要か不要かを判断できるフローチャートも掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

申告相談の開催について

地区別の指定日は裏面の日程表でご確認ください。

申告期間中、担当職員が他支所の申告相談に出向いている為、西仙北支所にお越しいただいても申告相談できない日がありますのでご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告やe-Tax(国税電子申告・納税システム)もご利用ください。(※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。)

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けておりますが、ご都合のつかない方は指定日以外でも受付いたしますので、裏面の日程表で申告相談開催日をご確認の上ご来場ください。

また、今年も日曜申告を開催いたしますが、当日は例年混み合いますので、待ち時間が長くなる事をご了承の上でお越しください。受付時間は15:00(午後3時)までとなります。

「申告書」や「申告のお知らせはがき」の送付について

大仙市では、前年度の申告状況などから市・県民税の申告が必要と見込まれる方に「申告書」や「申告のお知らせはがき」を郵送しております。ただし、「申告書」や「申告のお知らせはがき」が郵送されない場合でも以下に該当する方などは、申告が必要となりますのでご注意ください。

○営業、農業、不動産所得があった方(※青色申告は自己作成が基本のため、受け取りのみとなります。)

○土地・家屋・高額な動産等の売却をした方

○生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方

○扶養控除、社会保険料など各種控除の申告をする方(控除の申告により市・県民税が安くなる方など)

○医療費を多く支出したため医療費控除を受けたい方

○新規に住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)の適用を受ける方 など

※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方(毎年、市・県民税が課税されている方など)に限り控除が可能です。そのため、申告の必要がない場合もあります。

申告に必要な物(申告書にはマイナンバーの記載が必要です)

◎①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)

(※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。)

◎本人名義の通帳又はキャッシュカード(所得税の還付金がある場合に必要です)

◎税務署から確定申告に係る通知が送付された方は、その送付物

◎給与所得や公的年金所得がある方……源泉徴収票

◎営業、不動産所得などの所得がある方……収支計算書・領収書など

◎農業所得がある方……収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書など

◎医療費控除を受ける方……医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書

または「医療費通知」(医療費のお知らせなど)

◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方……掛金の証明書・領収書

※上記以外の所得や控除を申告される方……収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

【お問い合わせ先】大仙市役所西仙北支所 市民サービス課税務担当 TEL75-2964(直通)

令和7年度(令和6年分) 西仙北地域 申告相談日程表

【申告受付期間】 2月7日(金)～3月17日(月)

【申告相談会場】 西仙北支所 3階会議室

申 告 受 付 日 時				
月	日	曜日	午前	午後
			8:45～11:30	1:00～3:30
2月	7	金	日の出町	上ノ台
	10	月	×	×
	12	水	大町・愛宕町	御幸町
	13	木	×	×
	14	金	昭和町	一区町
	17	月	高屋敷・小野	上町
	18	火	×	×
	19	水	上ノ台荒屋敷	山北ノ沢
	20	木	上雨堤・寺ノ下	上野
	21	金	×	×
	25	火	×	×
	26	水	間明田・園町・大野 上大野・辰ノ口	方角沢・鳥井野沖田 太田谷地・小杉山
3月	27	木	楯越・柳沢・杉沢	鬼頭・中畑・市道 土川寺村・心像西野
	28	金	×	×

申 告 受 付 日 時				
月	日	曜日	午前	午後
			8:45～11:30	1:00～3:30
3月	3	月	添ノ又・野中・生内・床畑 田ノ沢・大楽・殿屋敷	北野目・皆別当
	4	火	×	×
	5	水	堂伝野・高城	宿・上宿
	6	木	杉山田・正手沢・椒沢	大沢郷寺村・白坂 石持・野田
	7	金	×	×
	9	日	日曜申告【※指定日に都合の悪い方】 (開場時間:午前8時、受付:午後3時まで)	
	10	月	下戸川・滝ノ沢・小戸川 秋通・大場沢・八木山	坂繫・円行寺・布又 上戸川・立倉・大場台
	11	火	寺館	強首上野台
	12	水	強首(上)	強首(中) 強首(下)
	13	木	×	×
	14	金	大場崎・大巻	九升田
	17	月	木売沢・江原田	金山沢・乙越

※対象地区欄に「×」印が記載されている日は、西仙北地域での申告は行いませんので、ご注意ください。

- ◆ 申告相談にお越しの際は、会場入口で受付簿に氏名と行政区を記入の上、お待ちください。受付順に呼びいたします。混み具合により、午前中に受付した場合でも申告相談が午後になる場合がありますので、その点をご了承ください。
- ◆ 各地区の日程は混雑を緩和するため来場予定人数等により調整したものです。最終日は混雑いたしますのでなるべくご自分の地区の指定日にお越しくださるようお願いいたします。指定日にご都合のつかない方は、他の開催日、もしくは他支所で開催している申告相談会場でも申告相談を受けることができます。
- ◆ 市内全域の申告相談日程については「広報だいせん だいせん日和(1月号)」をご覧ください。
- ◆ 申告期間中は市民サービス課 窓口での申告相談を受付しておりません。ご注意ください。

【お問い合わせ先】 大仙市役所西仙北支所 市民サービス課税務担当 TEL75-2964(直通)